

広報かんら

おしらせ版 No.1191



2021年
3月15日号
発行・編集・印刷
甘楽町
(総務課行政係)

おしらせ

固定資産の縦覧

地方税法に基づき、自己の土地や家屋の評価が適正かどうか判断できるようするため、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供します。

縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)

※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時。毎週水曜日は午後7時まで。

縦覧場所 役場住民課

縦覧できる内容 縦覧帳簿に記載されている価格など（所有者や課税標準額などは縦覧できません）

縦覧できる人

納税者であることの本人確認

▼マイナンバーカード・運転免許証・納税通知書・健康保険証などが必要です。

▼納税者の代理人も縦覧できます（納税管理人・同居の親族・委任状持参者）

問い合わせ 住民課税務係

（☎ 内線261・2668）

「はかり」の定期検査

国民年金基金のおしらせ

計量法では、取引または証明に使用している「はかり」は2年に1回の定期検査を受検することが義務付けられています。

対象計量器「はかり」

商店・工場などの営業用、病院・薬局などの調剤用、学校・幼稚園・保育園・病院などの健康診断用、

観光農園・農産物直売所などで販売に使用している「はかり」など

午後7時まで。
検査日 4月27日(火)

時間・会場

午前10時～11時・旧甘楽第三中学校
午後0時30分～3時30分・JA甘

費用 検査手数料が必要



注意事項

▼付着物がないように掃除して持参してください。

▼付属しているもの（分銅・おもり・電池・電源アダプターなど）も持参してください。

▼この検査に代わる計量士による検査を受ける方法もあります。

問い合わせ 産業課商工観光係

国民年金基金は、国民年金に上乗せして加入し、税金優遇を受けながら掛け金を積み立て、老後により充実した年金を受け取ることができる公的な年金です。

特徴

①掛け金が全額「社会保険料控除」で、受け取る年金も「公的年金等控除」の対象です。

②受け取る年金は、終身が基本で一生変動しません。

③万一の時はご遺族に一時金が支払われます。（遺族保証のないB型も選べます）

④掛け金は、加入時の年齢で一定です。途中で口数の増減もできます。

加入できる人

①国民年金の第1号被保険者（免除の人などは除く）

②国民年金の任意加入者（60歳～65歳未満の人や海外在住の人）

問い合わせ

全国国民年金基金 群馬支部
☎ 0120-65-4192

広告